

別表第2
第1表

現場管理費率

工種区分	対象額	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による		下記の率とする
	700万円以下	A	b	
河川工事	44.05 43.43	1118.2 1276.7	-0.2052 =0.2145	15.91 14.98
河川・道路構造物工事	43.11 42.54	402.3 458.2	-0.1417 =0.1508	21.34 20.13
海岸工事	28.11 27.79	100.3 113.9	-0.0807 =0.0895	18.84 17.82
道路改良工事	34.09 33.69	76.4 87.0	-0.0512 =0.0602	26.44 24.99
鋼橋架設工事	48.86 48.24	265.1 303.1	-0.1073 =0.1166	28.69 27.05
P C 橋工事	31.06 30.78	111.0 120.9	-0.0808 =0.0868	20.80 20.01
舗装工事	40.83 40.38	598.0 668.7	-0.1703 =0.1781	17.54 16.69
砂防・地すべり等工事	46.27 45.75	1229.5 1370.6	-0.2081 =0.2157	16.48 15.69
公園工事	43.09 42.63	347.3 387.3	-0.1324 =0.1400	22.34 21.28
電線共同溝工事	61.19 60.36	2132.5 2408.8	-0.2253 =0.2339	20.01 18.91
情報ボックス工事	54.60 54.04	1528.4 1692.0	-0.2114 =0.2185	19.13 18.28
下水道（4）工事	35.56 35.05	178.6 204.8	-0.1024 =0.1120	21.39 20.11

(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。

第2表

工種区分	対象額	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
	700万円以下	A	b	
橋梁保全工事	65.88 64.97	1465.2 1623.7	-0.1968 =0.2042	31.45 30.16

第3表

工種区分	対象額	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの
	適用区分	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
	200万円以下	A	b	
道路維持工事	60.33 60.00	613 631.2	-0.1598 =0.1622	32.29 31.81
河川維持工事	42.35 42.12	167.1 172.3	-0.0946 =0.0971	29.25 28.81

第4表

対象額		1,000万円以下	1,000万円を超え20億円以下		20億円を超えるもの
		適用区分	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	適用区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする
		共同溝等工事	(1)	50.57 50.01	351.0 397.4
(2)	38.78 38.33		103.5 119.6	-0.0609 =0.0706	28.09 26.37
トンネル工事		45.56 44.97	189.4 220.0	-0.0884 =0.0985	28.52 26.69
下水道工事	(1)	34.99 34.56	49.0 56.6	-0.0209 =0.0306	31.32 29.39
	(2)	38.21 37.79	202.3 229.8	-0.1034 =0.1120	22.09 20.88
	(3)	32.72 32.44	46.8 52.7	-0.0222 =0.0301	29.09 27.66

第5表

対象額		3億円以下	3億円を超え50億円以下		50億円を超えるもの
		適用区分	2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする
工種区分	適用区分	下記の率とする	A	b	下記の率とする
		コンクリートダム		31.19 30.41	35.0 41.0
フィルダム		34.59 33.56	154.9 184.8	-0.0768 =0.0874	27.87 26.24

2) 算定式

$$J_o = A \cdot N_p^b \quad \text{ただし、} J_o : \text{現場管理費率} (\%)$$

N_p : 純工事費 (円)

A, b : 変数値

(注) 1. J_o の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする

2. 対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。